



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 1

告 示

○都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課）…………… 2

○道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2

○公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課）…………… 3

○都市計画の変更・2件（都市計画・モノレール課）…………… 4

○都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 4

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請（農政経済課）…………… 4

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 5

○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 5

○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・7件（都市計画・モノレール課）…………… 7

○開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 8

教育委員会事項

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部を改正する告示…………… 9

規 則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第1号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成12年沖縄県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法務省、建設省令」を「法務省・建設省令」に改める。

第11条の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同条中「第8条第3項」を「第7条第3項」に、「取りもどし」を「取戻し」に改める。

第12条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第13条中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第3号様式中

届出の理由	有効期間満了 免許換え 免許取消し 亡失免許証の発見 その他（ ）
-------	--------------------------------------

を

「

届出の理由	免許換え 免許取消し 亡失免許証の発見 その他（ ）
-------	-------------------------------

に改める。」

第5号様式中「取りもどし」を「取戻し」に、「第8条第1項 第8条第2項」を「第7条第1項 第7条第2項」に改める。

第6号様式及び第7号様式中「第8条第1項第3号 第8条第2項第3号」を「第7条第1項第3号 第7条第2項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第568号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名15号北農線及び3・4・名22号安田根川線
- 3 事業施行期間 平成24年11月30日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第540号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・那1号旭橋崇元寺線
- 3 事業施行期間 平成28年10月14日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成30年1月16日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

平成30年1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良下地島空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長

旧	宮古島市伊良部字伊良部1391番19から 宮古島市伊良部字伊良部1505番2まで	10.5m ～ 70.0m	373.2m
新	宮古島市伊良部字伊良部1391番19から 宮古島市伊良部字伊良部1505番2まで	10.5m ～ 94.8m	373.2m

沖縄県告示第26号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成30年1月16日から同年2月6日まで沖縄県土木建築部港湾課及び粟国村役場において縦覧に供する。

平成30年1月16日

粟国港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 出願書受理年月日 平成29年12月12日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

(2) 埋立区域

ア 位置 島尻郡粟国村字浜浜崎原367番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次結んだ線、⑤地点と⑥地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D.L.+2.10メートル）における公有水面と防波堤との境界線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成16年3月2日付け沖縄県指令土第302号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.10メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四角三角点（浜）北緯26度34分44.3202秒、東経127度14分24.0304秒から263度6分38秒702.01メートルの地点

②の地点 ①の地点から162度32分51秒55.45メートルの地点

③の地点 ②の地点から72度32分36秒4.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から162度32分48秒10.93メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から276度48分6秒22.07メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から310度3分2秒68.04メートルの地点

ウ 面積 2,070.93平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 島尻郡粟国村字浜浜崎原367番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四角三角点（浜）北緯26度34分44.3202秒、東経127度14分24.0304秒から276度18分27秒380.44メートルの地点

②の地点 ①の地点から162度32分03秒110.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から252度32分03秒400.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から342度32分03秒110.00メートルの地点

ウ 面積 44,000.00平方メートル

(4) 埋立地の用途 ふ頭用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

沖縄県告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・87号浦西停車場線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 浦添市前田三丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・20号国際通り線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市松尾2丁目
 - (2) 削除する部分 那覇市松尾2丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第21号で認可した石垣都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画公園事業
 - (2) 名称 7・5・1号川平風致公園
- 3 事業施行期間 平成20年1月18日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利の設定（以下「利用権」という。）に関し裁定の申請があった。

平成30年1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
国頭郡大宜味村字喜如嘉真謝原696番	畑	122平方メートル。ただし、当該申請に係る部分については、そのうち113平方メートル。
国頭郡大宜味村字喜如嘉外堀田原1059番	畑	46平方メートル

- 2 農地の利用の現況 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。
- 3 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
国頭郡大宜味村字喜如嘉真謝原696番	平成30年 3月 1日	5年	855円
国頭郡大宜味村字喜如嘉外堀田原1059番	平成30年 3月 1日	5年	345円

- 5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者は、次に定めるところにより、意見書の提出により意見を述べるができる。
 - (1) 提出期限 平成30年 1月30日の午後 5時まで
 - (2) 提出先 沖縄県農林水産部北部農林水産振興センター
 - (3) 記載事項 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン北谷ショッピングセンター 北谷町字美浜 8番地 5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社北谷町物産公社 東京都港区六本木六丁目10番 1号六本木ヒルズ森タワー 代表取締役 赤津忠祐
- 3 法第8条第1項の規定による北谷町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成30年 1月16日から同年 2月16日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年 1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年11月27日
(2) 商号名 イトウ工務店
(3) 代表者名 伊藤学
(4) 所在地 南城市佐敷字津波古2427番地ブランドールS I M301号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12175号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年11月16日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年12月4日
(2) 商号名 株式会社琉球広報
(3) 代表者名 眞榮里盛和
(4) 所在地 浦添市西原四丁目36番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第3258号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年11月24日付けで、建設業法第12条に基づき内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年12月4日
(2) 商号名 浜興
(3) 代表者名 濱里亮
(4) 所在地 読谷村字比謝436番地2 7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12201号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年11月24日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年12月5日
(2) 商号名 普天間工業
(3) 代表者名 當山重勝
(4) 所在地 宜野湾市新城一丁目10番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12792号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年11月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成29年12月7日
(2) 商号名 山一設備工業
(3) 代表者名 山内盛一
(4) 所在地 読谷村字瀬名波1047番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第5436号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年11月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成29年12月11日
(2) 商号名 株式会社ちゅらしま産業
(3) 代表者名 島袋恵
(4) 所在地 本部町字渡久地277番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第12572号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内

装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成29年11月24日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年12月11日
- (2) 商号名 有限会社丸文建設
- (3) 代表者名 入嵩西文太郎
- (4) 所在地 石垣市字新川226番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第8446号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年11月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年12月14日
- (2) 商号名 株式会社呉屋建設
- (3) 代表者名 呉屋敏彦
- (4) 所在地 与那原町字板良敷133番地 5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28) 第3660号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年10月31日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年12月15日
- (2) 商号名 沖縄ケーブルネットワーク株式会社
- (3) 代表者名 國場幸一
- (4) 所在地 那覇市久茂地 1丁目 2番20号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第12149号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年12月20日
- (2) 商号名 有限会社源建設
- (3) 代表者名 喜屋武進
- (4) 所在地 今帰仁村字運天881番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28) 第817号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、管工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、管工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 2・2・沖22号吉原公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月16日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 国道329号沿道準住居地域地区ほか7地区
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖繩市から送付のあった中部広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月16日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 コザ十字路周辺地区ほか1地区
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖繩市から送付のあった中部広域都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月16日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 胡屋文教地区
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖繩市から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月16日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 比屋根地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖繩市から送付のあった中部広域都市計画下水道に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月16日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 沖繩市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月16日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 与根西部地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年1月16日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月 7日 沖縄県指令土第786号、平成26年 2月17日 沖縄県指令土第92号（変更）、平成26年 8月20日 沖縄県指令土第967号（変更）、平成27年 3月18日 沖縄県指令土第420号（変更）、平成27年 3月25日 沖縄県指令土第464号（変更）、平成28年 2月24日 沖縄県指令土第108号（変更）、平成28年 3月30日 沖縄県指令土第285号（変更）、平成28年 9月12日 沖縄県指令土第714号（変更）、平成29年12月25日 沖縄県指令土第846号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字名護4607番 1ほか 2筆（7工区及び8工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目 1番 1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成29年12月27日 第4439号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月 7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年 1月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月 7日 沖縄県指令土第786号、平成26年 2月17日 沖縄県指令土第92号（変更）、平成26年 8月20日 沖縄県指令土第967号（変更）、平成27年 3月18日 沖縄県指令土第420号（変更）、平成27年 3月25日 沖縄県指令土第464号（変更）、平成28年 2月24日 沖縄県指令土第108号（変更）、平成28年 3月30日 沖縄県指令土第285号（変更）、平成28年 9月12日 沖縄県指令土第714号（変更）、平成29年12月25日 沖縄県指令土第846号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字名護4607番 1ほか 2筆（9工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目 1番 1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成29年12月27日 第4440号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月16日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第1号

平成20年沖縄県教育委員会告示第20号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正し、平成30年 1月16日から施行する。

平成30年 1月16日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

表中	「 沖縄県立沖縄 高等特別支援 学校入学者選 抜	学力検査の教 科別得点及び 合計得点	合格発表の日 の翌日から1 月を経過する 日まで	沖縄県立沖縄高等特別支援学校	を
----	--------------------------------------	--------------------------	-----------------------------------	----------------	---

「	沖縄県立高等 特別支援学校 入学者選抜	学力検査の教 科別得点及び 合計得点	合格発表の日 の翌日から1 月を経過する 日まで	沖縄県立沖縄高等特別支援学校、沖縄県立 中部農林高等支援学校、沖縄県立陽明高等 支援学校、沖縄県立南風原高等支援学校、 沖縄県立やえせ高等支援学校	に改める。」
---	---------------------------	--------------------------	-----------------------------------	--	--------

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--